

課コード	002110	作成日	平成21年8月28日
所属名	都市開発課	作成者	鈴木 厚

事業名		戦略性
景観保全事業		部局
事業概要		
目的 (対象、意図、求められる結果)	開始年度	終了予定年度
環境と共生するクラスター型都市を目指す本市において、各地域の特色を活かしながら市の一体性と魅力の向上を図るために、「景観形成基本計画」、景観法に基づく「景観計画」及び「景観条例」を策定し、良好な景観形成・保全を推進する。	昭和 63 年	年
活動内容【イン・プット】		
<p><景観形成基本計画等策定></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度：市民意向調査等を実施し、景観特性の把握、課題の抽出を行い景観形成の考え方を整理した。 平成18年度：市民意向調査等の意見をふまえ、計画全体の枠組みを関係部局と協議し、景観形成の方針、計画素案を策定した。 平成19年度：景観形成基本計画素案を計画案とし、また景観法に基づく方策を展開するための景観計画案並びに景観条例案を策定する。 平成20年度：当初に計画案に対するパブリックコメントを実施したうえ景観形成基本計画、景観計画を策定し、並びに景観条例を改正する。 平成21年度：景観形成の推進方策を実施する。 <p><景観形成の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物等の建設等に係る届出を義務付け、景観に係る規制誘導を図る。 景観啓発事業として景観フォーラムや景観講座などを開催する。 各地域のまちづくり協議会等の活動を支援し、各地域の特性を踏まえた景観形成方策を推進する。 		
事業の性格分類	実施根拠(法令、条例等)	新市建設計画事業
<input type="checkbox"/> 義務的事業 <input checked="" type="checkbox"/> 任意的事業	景観法、浜松市都市景観条例	ワークショップ提案事業
事業運営方法		
<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助等		

平成20年度のコスト【イン・プット】

事業費(千円)		財源(千円)		職員人件費(千円)	
計	8,330	計	8,330	正規職員(人工)	36,800
人件費	0	国庫支出金	0	非常勤職員(人工)	4.6
扶助費	0	県支出金	0	再任用職員(人工)	0.0
物件費	8,330	市債	0	年間経費(千円)	45,130
維持補修費	0	受益者負担金	0	受益者負担率(%)	0.0
補助費等	0	その他	0		
その他	0	一般財源	8,330		

定量評価

指標1 【アウト・プット】	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
景観形成基本計画策定業務進捗(H20を100とする)	目標	30	60	100		
	実績	30	60	100		
年間経費(事業費・人件費の合計)	千円	43,946	44,213	45,130	40,100	50,100

指標2	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
	目標					
	実績					
年間経費(事業費・人件費の合計)	千円					

定性評価

事業目的の達成状況
<p>景観形成基本計画等の策定に当たっては、平成17年度の市民アンケート調査から始まり、庁内関係部署ヒアリングや市民ワークショップなどを経て素案を作成し、その素案に対して各地域協議会に説明し意見聴取したうえ、平成18年度に素案から案として取りまとめた。</p> <p>その後、都市景観審議会などの審議や市民との意見交換も行い、景観形成基本計画・景観計画・景観条例の各成案を平成19年度に策定、平成20年度には各成案に対するパブリックコメントを実施し、市民意見を反映させたうえ、景観条例を11月議会に上程、議決を得て、平成21年度から施行することとなった。施行に当たっても、景観フォーラムや関係業界などへの説明会を開催し、市民などへの周知活動も実施した。</p> <p>こうして約4年間を掛けて策定した景観形成基本計画等は、市民・事業者・行政の3者が、各地域において良好な景観形成に取り組むための共通の目標や指針などをまとめたものとなったことから、共通の価値観のもと、各地域における良好な景観づくりへの取り組みが今後期待されるとともに、市としても良好な景観形成の推進施策が必要となる。</p>

内部評価の結果

(1)必要性		A 終了 B 廃止 C 継続	(理由) 各地域の良好な景観づくりは、地域住民などの理解・協力のもとに進められるものであることから、推進主体に対する啓発や情報提供、さらには指導という意味で粘り強く行っていく必要がある。
C 継続			
(2)実施主体		A 民間(民営化) B 国、県、広域 C 市	(理由) 各地域の良好な景観形成の推進に向けた啓発活動は、各区役所と連携を図りながら実施する。 また、地域景観の特徴や魅力に大きな影響を及ぼす大規模建築物は、建設前の届出を景観条例で義務付けたことから、その届出審査等は市が行う業務である。
C 市			
(3)選択と集中		A 拡大(予算) B 現状(予算) C 縮小(予算)	(理由) 各地域の良好な景観づくりは、地域住民などの理解・協力のもと、長期間を掛けて成し得るものであるが、実効性を高めるためには地域の取組みや熱意、あるいは景観づくりの対象など地域の実情に応じて進めていくことになる。
B 現状			
(4)改善		<input type="checkbox"/> 民間委託 <input type="checkbox"/> 一部廃止 <input type="checkbox"/> 受益者負担 <input type="checkbox"/> 一部民営化 <input type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> 非常勤化 <input checked="" type="checkbox"/> その他改善 <input type="checkbox"/> 現状	(理由) 景観形成施策は、平成21年度から運用開始したばかりであるから、現時点の特段の改善点はないが、今後、運用していく中で改善の必要があれば検討していく。
A 改善あり	A 改善あり B 改善なし		
今後の事業展開			
今後の方向性		(理由)	
C 改善	A 拡大 B 現状 C 改善 D 廃止	市民・事業者・行政の3者がそれぞれの地域において良好な景観形成に取り組むための共通の目標や指針として景観形成基本計画を平成20年度に策定し、平成21年度から運用を開始したことから、当面は、この基本計画に位置づけた重点施策に積極的に取組む。	
今後の方向性を実現するための具体的取組み(何をいつまでにどうするか)			
地域景観の特徴や魅力に大きな影響を及ぼす大規模建築物等は、その形態や色彩などが地域景観を阻害しないように適切な規制をするとともに、地域景観の向上に役立つように誘導していくため、景観条例に義務付けした建設前の届出に対する審査、更には、その届出内容と現場完了時に相違がないかを検査する。 良好な景観形成を推進するためには、市民や事業者の理解・協力が不可欠であることから、市民などが地域景観の特徴や魅力に触れる機会(良好な景観見学ツアーなど)を充実させ、景観に関する理解がより深まり、意識が高まるようにする。 市民啓発に当たっては、景観法に基づく景観整備機構として静岡県建築士会を指定したことから、今後は当該士会与協調して、景観に関する市民意識の高揚に向けた取組みを展開する。			
廃止できない理由(廃止した場合に想定される影響)			
良好な景観を形成・保全するために、景観法や景観条例に基づき施策を展開していくなかで、そのひとつとして大規模建築物等の建設前の届出に対する審査等業務がある。これは、街並みの中の調和を乱す奇抜な色彩の建物の建設を防ぐために計画段階から景観誘導していくシステムとして景観条例で定めたものである。したがって、そうした考え方に基づく法令や条例を遵守し業務していくことは、当然必要なことと考える。			

政策・事業外部評価結果報告シート

事業名	景観保全事業			
所管課名	都市開発課			
内部評価 (外部評価前)	方向性	理由		
	現状	市民・事業者・行政の3者がそれぞれの地域において良好な景観形成に取り組むための共通の目標や指針として景観形成基本計画を平成 20 年度に策定し、平成 21 年度から運用を開始したことから、当面は、この基本計画に位置づけた重点施策に積極的に取り組む。		
外部評価	【採点結果】 4 点満点			
	①事業の目的や内容が理解できたか	②事業の達成状況や効果が理解できたか	③内部評価の結果とその理由は妥当か	総合評価(平均)
	2. 7	2. 3	2. 5	2. 5
	【主な意見】			
今後の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 市民啓発に関する評価指標は、整備事業の目標や予定とは異なり、どのように成果が表れているかを測る指標は相当に難しく、単年度評価或いは、前年比較で捉えにくく、好ましい方向に進んでいるかどうかは、長いスパンで見えていくこととなります。こうした実情を踏まえつつ短期間での成果指標となるものを模索していきます。なお、この問題を外部評価委員に投げ掛けたことで、本事業の必要性や妥当性などが伝わりにくかったのではないかと思慮されます。 自然景観や都市景観など多様な景観を有する広大な市域であるため、市民や事業者と行政が協働して、守り・育て・改善し、良好な景観を創出していくことが必要であり、特に市民等が主体となる取組みを促す啓発事業が最も重要であると考えています。市民啓発に当たっては、景観法に基づく景観整備機構として静岡県建築士会を指定したことから、今後は当該士会と協調して、景観に関する市民意識の高揚に向けた取組みを展開していきます。なお、重点的に取り組むべき施策については、景観形成基本計画で明確に示しており、その取組みを中心に今後展開していきます。 			